

令和3年6月9日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「フグの衛生確保について」の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員へ周知方よろしくお願いいたします。

厚生労働省食品監視安全課長通知の概要

フグの取扱いについては、「フグの衛生確保について」により通知しているところだが、このうち、都道府県知事等が有毒部位の確実な除去等の処理ができる者については、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号）を通知したこと、施設については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部を施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令和元年厚生労働省令第87号）により食品衛生法施行規則に必要な規定が整備されたことから課長通知を改正した。